

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（福祉保健課）
- ◇告 示 鳥取県中小企業設備資金貸付規則等の一部を改正する規則（経営流通課）
- ◇告 示 都市計画の変更に係る図書の写真の縦覧（都市計画課）
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集

## 規 則

公布された規則のあらまし

◇鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

一 米子市に所在する建築物に係る適合証の交付請求の受理等の事務は米子市長に、倉吉市に所在する特殊建築物等以外の建築物に係る適合証の交付請求の受理等の事務は倉吉市長に、それぞれ委任することとした。（別表第五関係）

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県中小企業設備資金貸付規則等の一部を改正する規則

一 鳥取県中小企業設備資金、鳥取県中小企業経営健全化資金及び鳥取県特別金融対策資金（以下「設備資金等」という。）の貸付対象となる中小企業者等の範囲を次のように改めることとした。

- 1 卸売業を主たる事業とする事業者であつて、資本の額又は出資の総額が一億円以下（現行 七千万円以下）であるもの
- 2 卸売業、小売業及びサービス業以外を主たる事業とする事業者であつて、資本の額又は出資の総額が三億円以下（現行 一億円以下）であるもの
- 3 サービス業を主たる事業とする事業者であつて、常時使用する従業員の数が百人以下（現行 五十人以下）であるもの
- 4 次に掲げる業種の区分に応じ、資本の額若しくは出資の総額又は従業員の数が次に定める基準を満たす事業者

業 種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円以下（現行 一億円以下）	九百人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円以下（現行 一億円以下）	三百人以下
旅館業	五千万円以下	二百人以下（現行 百人以下）

二 陶磁製の食卓用品製造業を主たる事業とする従業員の数が三百人を超え、九百人以下の事業者等を設備資金等の貸付対象となる中小企業者等の範囲から除くこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月十日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第七十号**

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成九年四月鳥取県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第五中

鳥取市長	鳥取市長	鳥取市長
米子市長	境港市長	鳥取市長

を

鳥取市長	各市長	鳥取市長
米子市長		米子市長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県中小企業設備資金貸付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月十日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第七十一号**

鳥取県中小企業設備資金貸付規則等の一部を改正する規則

（鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部改正）

第一条 鳥取県中小企業設備資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一億円」を「三億円」に、「七千万円」を「一億円」に、「三百人（小売業又はサービス業）」を「三百人（小売業）」に改め、「五十人、卸売業」の下に

「又はサービス業」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

業 種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三 旅館業	五千万円	二百人

（鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正）

第二条 鳥取県中小企業経営健全化資金（昭和四十二年四月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一億円」を「三億円」に、「七千万円」を「一億円」に、「三百人（小売業又はサービス業）」を「三百人（小売業）」に改め、「五十人、卸売業」の下に

「又はサービス業」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

業 種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三 旅館業	五千万円	二百人

（鳥取県特別金融対策資金貸付規則の一部改正）

第三条 鳥取県特別金融対策資金貸付規則（昭和四十一年四月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二億円」を「三億円」に、「七千万円」を「一億円」に、「三百人（小売業又はサービス業）」を「三百人（小売業）」に改め、「五十人、卸売業」の下に「又はサービス業」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

業 種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三 旅館業	五千万円	二百人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、智頭町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十一年十二月十日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 都市計画の種類及び名称

智頭都市計画下水道 智頭町公共下水道

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百一号

平成十一年第十四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十一年十二月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

- 一 日時 平成十一年十二月二十一日(火) 午後四時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室
- 三 議題 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の有効期限について

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千二百円(送料を含む)】